

新潟市立坂井輪中学校 いじめ防止基本方針

文部科学省および新潟市の基本方針を受け、『いじめ防止対策基本方針』をもとに、学校及び学校教員の責務（第8条）から「いじめ」は絶対許されない行為として、いじめ基本方針を策定する。また、当校に在籍する生徒の保護者、地域、そして関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及びその発見に取り組み、在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は、迅速かつ適切にこれに対処し、解決を図り、生徒の全人的な成長と発達を支援する。

I いじめ防止に向けた基本方針

1 基本方針

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる深刻な人権問題である。このことを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者・地域・関係機関と連携し、情報を共有しながら対処・指導にあたる。

2 いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを見逃してはならない。

～いじめの定義～

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校および教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることがなく、全ての生徒が自己有用感をもち、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、教職員は全力をあげていじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、組織的に生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して見逃さないものとする。

II いじめ防止対策の基本となる事項

1 基本方針

- (1) 全教育活動を通じて、「いじめは絶対にしない・許さない・見逃さない学校づくり」を推進し、生徒、教職員、保護者、地域が丸となって全力でいじめ防止に努める。
- (2) 学級、学年、部活動など望ましい集団となるように指導の充実を図り、生徒一人一人の自己有用感を高めるよう努める。
- (3) 生徒の豊かな心を育み、自他を尊重する精神を養うために、全教育活動を通じて道徳教育（人権教育、同和教育を含む）の充実を図る。
- (4) いじめ防止の対策については、「予防」「対応」「相談」「組織」「連携」の観点から対策を講じる。インターネットを通じて行われるいじめ、重大事態に対する対策については別に項目を設ける。

2 いじめに対する基本的な対策

(1) 予防に関すること

- ① 特別活動を充実させ、生徒一人一人の自己有用感を高める。
- ② 学年・学級・部活動などでの望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体

験活動及び人権教育活動の充実を図る。

- ③生徒の変化を適切にとらえるために、「いじめアンケート」「教育相談アンケート」等を定期的実施し、即日に確認を行う。いじめが疑われる事案については、「校内いじめ対応ミーティング」を設け、対応を協議する。
- ④生徒が主体となった「いじめ見逃しゼロ集会」などの啓発活動を実施する。
- ⑤教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、日頃から生徒とのかかわりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、速やかに「校内いじめ対応ミーティング」を実施し、その情報を管理職及び関係教職員で共有しながら、組織的に対応を協議する。
- ⑥生徒同士、生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る（毎日笑顔で話しかけたり、褒めたりする等を積み重ね、生徒との信頼関係を築く）。
- ⑦保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- ⑧教育相談活動の充実を図る。
- ⑨いじめに関する事例研修などを実施し、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- ⑩外部講師を招いての講演会、講話などを開催する。

（２）対応に関すること

- ①いじめが予見・認知された場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、「いじめ対応ミーティング」を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、迅速かつ適切な初期対応を行い早期解決を図る。

※重大事態が発生した場合及び重大事態につながる恐れのある事案が発生した場合は、その情報を迅速に収集・整理し、概要を把握するとともに、教育委員会に報告し、対応について協議する。

- ②常に被害者の立場に立った対応を心がける。
- ③学年の枠を超えた組織的な対応により早期解決を図る。
- ④各段階の対応においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。

ア 事実把握の段階

- ・正確で偏りのない事実調査を行い、全体を把握する。
- ・生徒指導部及び管理職への速やかな情報伝達を行う。

イ 方針決定の段階

- ・ねらいを明確にし、指導の役割分担を決定する。
- ・教職員の共通理解を図る。

ウ 指導及び支援の段階

- ・被害生徒の心情の理解に努める。
- ・原因の把握に努める。
- ・加害生徒が事態の問題点を理解し、十分に反省するように指導する。
- ・被害生徒と加害生徒、またその保護者同士の融和を図る。

エ 継続支援の段階

- ・再発防止のための対策を講じる。
- ・事後の経過観察を正確に行う。
- ・保健室やスクールカウンセラーの態勢を整え、関係生徒の心のケアに努める。
- ・関係生徒、保護者への支援を継続する。

- ⑤加害行為が相当期間（３か月を目安）なく、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められれば解消と判断する。
- ⑥いじめ事案に関する記録については、以下のように保管する。
 - ・アンケートなどの調査用紙（原本）は生徒が卒業するまで保管する。
 - ・調査結果をまとめた資料を別に作成し、生徒の卒業後５年間保存する。
 - ・重要度「高」の事案については、対応を含む全ての資料を確実に保管する。

（３）相談に関すること

- ①生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。

②教育相談の充実を図る

ア 教育相談週間（６月、１１月、２月）

イ チャンス相談の効果的实施

③スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなどを効果的に活用し、幅広い情報収集に努める。

④学校に相談できないために問題が深刻化することを防ぐため、生徒及び保護者に外部相談機関（SST・SSW・市教育相談センター・訪問相談員等）を周知する。

（４）連携に関すること

①PTA 活動、保護者懇談会などあらゆる場面・機会を利用して、保護者との連携を十分に図る。

②各種たより、学校ホームページ（ブログ）などを通して、適切な情報提供に努め、積極的に地域との連携を図る。

③学校警察等連絡協議会を開催し、関係機関との連携を十分に深めておく。

④学校運営委員会及び校区小学校といじめに関わる事実の提供や情報収集を行うなど、連携の充実を図る。

（５）組織に関すること

①校内組織

【運営委員会（兼 生徒指導部会）】

開催数…週 1 回及び必要時

構 成…校長・教頭・主幹・教務主任・学年主任・生徒指導主事・研究主任・適応担当・事務主任・生徒会担当・地域連携主任・保健主事

【職員会議】

開催数…月 1 回

構 成…全教職員

【中学校区いじめ防止連絡協議会】

開催数…第 2 回 学校運営協議会にて実施する。

構 成…学校運営協議会委員

3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、実態把握が困難であり、一度発生すると、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念される。よって以下の対策を講じる。

（１）学校で行う対策

①不特定多数の人との交流が可能な SNS の利用・閲覧などはルールとマナーを守って使用することを指導する。

②新潟市から貸与されたタブレット端末以外のインターネットに接続できる通信機器については校内への持ち込み及び使用はしない。

③インターネットの利便性と危険性についての情報モラルの向上を図るため、学校教育全体を通して指導にあたる。

（２）家庭に対して行う対策

①生徒が SNS などでもトラブルを起こした、被害を受けた、巻き込まれたなどの事態に陥った場合は、保護者と連携して対応にあたる。

（３）発生の対応

①必要に応じて教育委員会、警察、サーバー管理会社、関係機関と連携を密にして、速やかに課題が改善されるように努める。

②被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分行うとともに、事案の推移については、継続的に注視し、再発防止に万全を期す。

Ⅱ 重大事態発生時の対処について

1 重大事態の対処の基本方針

いじめは決して許されない行為である。ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。万一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の指導の下、いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。また、いじめに関する事実を徹底的に調査・解明し、対処にあたる。なお、重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあった場合は、重大事態が発生した場合と同様に扱う。

2 重大事態の意味

*** 重大事態とは次に掲げる場合とする（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項）**

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的には、次のようなケースが想定される。

- 生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品などに重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより生徒が相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき

3 重大事態が発生した場合

- （１）重大事態に関わる情報を迅速に収集・整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに新潟市教育委員会に報告し、その対応、調査などについて指導を受ける。
- （２）いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- （３）生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

4 関係生徒及び保護者への対応

（１）いじめを受けた生徒及び保護者への対応

重大事態に関わるいじめを受けた生徒は、心身共に大きな傷を負っていることが考えられることから、当該生徒の身体の安全と心の安定を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるように支援する。

＜当該生徒への具体的な対応・支援＞

- ・学級担任や養護教諭・スクールカウンセラー等によって、心情を丁寧に傾聴する。
- ・いじめに関わる事実関係を明らかにするため、聞き取りを丁寧に行う。
- ・いじめの解決に向けて、当該生徒の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を検討する。
- ・安心して学習・生活できる場や時間などの環境を確保する。
- ・不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラー等による心のケアを必要に応じて行う。
- ・医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関への受診をすすめる。

＜当該生徒保護者への具体的な対応・支援＞

- ・当該生徒が受けたいじめにかかわる事実や、生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ・いじめ解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法をともに検討する。
- ・保護者自身が不安を抱いている場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

（２）いじめを行った生徒及び保護者への対応

いじめを行った生徒に対しては、そのことが決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないように指導する。その際、いじめを受けた生徒の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させる等を通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自らに誓うことができるように説諭する。

当該生徒への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。本人自らの気持ちで反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

当該生徒の保護者に対しては、子どもの行ったいじめにかかわる事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該生徒と共に認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。